

日本における性風俗産業の歴史的変遷と
社会とのかかわりの変容について

服部 貴子

目次

はじめに

1. 性風俗産業の歴史と制度

1.1 近代日本における公娼制度

1.1.1 近代日本における公娼制度の成立

1.1.2 公娼制廃止運動と女性差別

1.2 戦後日本の性風俗産業

1.2.1 公娼制度廃止と日本国内の性風俗産業

1.2.2 性を「買う」主体としての男性

小括

2. 性風俗産業の現在

2.1 女性の貧困と性風俗産業をめぐる社会の現状

2.1.1 女性の社会進出と貧困率の上昇

2.1.2 「福祉」としての性風俗産業と「社会保障の敗北」

2.2 性風俗産業と福祉のねじれ

2.2.1 性風俗産業と福祉のねじれの解消に向けて

3. 当事者中心の性風俗産業へ

3.1 当事者中心主義の「セックスワーク」

3.1.1 「セックスワーカー」の登場

3.1.2 労働者としての権利を求めて

3.1.3 労働者としての権利保障のための具体的方策の検討

3.2 社会に存在する差別意識の克服

おわりに

引用・参考文献

はじめに

私は様々な社会問題に興味があり、とりわけ社会的弱者に対して強い関心を抱いている。そのきっかけとなったのは大学一年生の時に履修した障害学の講義である。障害者差別の歴史や当事者運動の成果などを学び、その内容に衝撃を受けると同時に、それまでの自分が障害者について何も知らなかったこと、そして何も知らないということによって無意識のうちに障害者に対して差別や偏見を抱いていたことを自覚した。その後、ジェンダーやセクシュアリティ、貧困、福祉など複数の分野を横断的に学ぶうちに、それらが重なる地点に性風俗産業に関連して語られる諸問題が存在しているように思えた。しかし、「性風俗産業には社会問題が反映されている」という考えも、もしかしたら無知ゆえの偏見かもしれない。性風俗産業についての研究を通して、自分でも気づかぬうちに内面化している社会規範や差別意識と向き合いたいと考え、本テーマを設定した。

本論文の構成については三章構成とする。第一章では性風俗産業の歴史と制度について、近代日本の公娼制度の成立と廃娼運動、そして公娼制度廃止後の戦後の性風俗産業に関する法制度について確認したうえで、性を「買う」主体としての男性についても言及する。第二章では現在の性風俗産業について、2つの視点から考察する。まず1つは女性の貧困をめぐる「福祉」と性風俗産業の関わりという視点である。そしてもう1つは、性風俗産業はセックスワークという労働の場であり、セックスワーカーを社会的弱者や搾取の犠牲者としてではなく労働者として扱うべきだとするセックスワーカーの当事者運動の視点である。第三章では第二章の内容を踏まえたうえで、性風俗産業に関連して検討されるが性質の異なる「福祉」と「セックスワーク」を個別に捉え、それぞれの現状を改善するためのアプローチを検討する。性風俗産業に関して、歴史的展開や法制度などの社会構造から確認し、そして当事者へと視線を向けることで、社会に存在する差別意識の克服を目指すことを本論の大きな目標とする。

また本論文執筆に当たって、性風俗産業に関する歴史や法制度、女性の貧困と性風俗産業の関わりやセックスワーカー当事者運動などについて、参考文献やインターネットの情報を利用する。

1. 性風俗産業の歴史と制度

1.1 近代日本における公娼制度

本節では近代日本における公娼制度の成立と、公娼制廃止運動についての歴史的展開について確認する。公娼制度は日本が近代化に向かう過程で、公衆衛生や風紀取り締まりの観点から国家が売買春を管理する制度であった。この制度の下では、女性の身体的自由が国家から侵害され、また、公娼は合法であるが私娼は非合法であるとして同じ「売春」を生業とする女性が制度の下で分断されるという問題点が存在した。国家が売買春を公然と容認する公娼制度に反発して公娼制廃止運動が沸き起こるが、その運動においても真の意味での女性の権利や自由が主張・保護されることはなかった。

1. 1. 1 近代日本における公娼制度の成立

近代日本における公娼制度は、明治政府が欧米の売春統制にならい前近代からの公娼制度を再編し構築したものである。(藤野 2001:10) 前近代の公娼制度とは江戸時代に行われていた公娼制度のことであり、借金等のために「身売り」された女性が遊郭など幕府から承認を得た場で売春行為を行っていた。しかし明治新政府によって人身売買の禁止を明言する「娼妓解放令」(太政官達第 295 号)が 1872 年に発令されると、「身売り」され「年季奉公人」として働いていた女性たちは解放された。(関口 2016:16)しかし翌 1873 年に制定された貸座敷渡世規則・娼妓規則(東京府令第 145 号)と私娼取締条例(改訂律令第 267 条)は売春の国家管理を推し進め、「売春を女性の責任にのみ帰する近代的イデオロギー」(藤目 2005:91)が成立するきっかけとなった法令であった。

まず貸座敷渡世規則・娼妓規則では娼妓への性病検診と貸座敷業者及び娼妓に対して納税を義務付け、条件を満たした貸座敷において女性の自由意思に基づく営業を容認し国家の管理する公娼制度が成立した。そして私娼取締条例(改訂律令第 267 条)では許可を得ていない私娼による売春行為を犯罪化し、売春の国家管理を強化した。(藤目 2005:89-93)

明治政府によって確立された公娼制度は「売淫によってしか生活しえない膨大な窮民層」(藤目 2005:93)の存在を前提とした上で成立しており、貸座敷渡世規則・娼妓規則によって売春を犯罪化した上に、その例外として国家管理の売春のみを合法化したものであり、女性の身体的自由を侵害する制度であった。そして藤目は公娼制度では国家が統制下にある売買春から多額の徴税を行っていたことから「公娼制度は人民からの経済収奪機構であった」(藤目 2005:92)とも指摘する。

1. 1. 2 公娼制廃止運動と女性差別

性病予防や風紀の取り締まりのために制度化された公娼制度は、近代化以降拡充する軍隊における性病予防の観点からも、そして貸座敷業者と娼妓への徴税による収入のという点からも、「国家的需要から制度化され維持された」制度であった。(藤野 2001:12)

しかし国家が公然と売買春を容認する公娼制度に異を唱える動き——廃娼運動が発生する。廃娼運動の始まりは群馬での遊郭公許反対運動である。安中協会を中心とするクリスチャン民権家の県議会議員が 1880 年に県会へ廃娼の建議を提出する。1882 年には県会が廃娼を県議し、1891年に群馬全県下での廃娼令が発令される。廃娼県議の提出から廃娼令の交付まで 10 年の歳月を費やした背景には議会内の存娼派と廃娼派の激しい対立や知事の交代といった政変が関係している。しかしその間廃娼運動は全国的な広がりを見せる。群馬を中心に全国で廃娼同盟会が発足し、1890 年には全国廃娼同盟が結成された。(藤目 2005:100)

しかし、廃娼運動で議論の中心となった主張は「『倫理風俗』や『衛生』の観点から有害となる娼妓を地域社会から一掃すべきだというもので」(関口 2016:48-49)あり、人身売買や性売買を問題とするものではなかったと関口は指摘する。つまり廃娼運動は、売春によって生計を立てざるを得ない女性の人権保護の観点からではなく、買春による家庭への悪影響や性病の蔓延といった公衆衛生への配慮を出発点としていたのである。そのため廃娼運動の中で交わされた議論はあくまでも公娼制度の存廃についてであり、公娼制度の下で娼妓として働く女性にその対象は限られていた。女性の人権侵害という観点の欠如は、廃娼論議において私娼が取りこぼされていることに如実に表れている。

廃娼運動の真の目的は、女性解放ではなくむしろ売春業に就業する女性への差別意識を世に普及させ、「売春を罪悪とし娼婦を賤視する社会倫理」(藤目 2005:103)を浸透させることにあったと藤目は指摘する。廃娼運動家は、前近代の日本社会には存在しなかった売春業に従事する女性個人への差別的な思想を、近代に入り日本社会が西欧化していく過程で、「婚姻外の性関係を罪悪視し、『純潔』ではない女性に汚名をきせ排除するという」(藤目 2005:103-104) 西欧的価値観を輸入したことで、日本社会に普及させた。

なかでも筆者が着目したのは廃娼派の女性運動家の主張にみられる、娼妓または私娼として売春業で生計を立てている女性への差別的見解についてである。東京婦人矯風会¹は女性の人権向上を目的に 1886 年に創設されたキリスト教団体であるが、東京婦人矯風会に所属する廃娼論者たちはキリスト教であるが故に西欧の純潔意識の影響を強く受けており、売春業に従事する女性を不貞と性病蔓延の元凶であり家庭の平穏を壊す存在である「醜業婦」として批判にさらした。関口(2016:82)は矯風会の久布白落実子(1915)の「如何に立派に着飾つて居ても、あゝ云ふ職業をする人は賤い者だ、つまらぬものだと云ふ事をしつかりと婦女子の心の底に打ち込むことは、堅実なる過程を造り、国家の基礎を据うる上に於いての最も大切な事柄」という主張を紹介しているが、この久布白の発言には矯風会の廃娼運動における「醜業婦」観が如実に表れている。

こうした矯風会の「醜業婦」観に反発したのが平塚らいてうや与謝野晶子といった「新しい女」たちであった。平塚や与謝野は矯風会と激しく論戦を交わし、伊藤野枝は「女性の性の自由・性売買を含む自己決定の正当性を主張」(関口 2016:83)した。ここで言及すべきは「新しい女」たちは廃娼論の立場をとらず、あくまでも売春業に従事する女性を「醜業婦」とみなす矯風会に対して批判の目を向けていたという点である。しかし公娼制度をめぐる問題の本質は、国家が受益のために女性の身体的自由を侵害し、かつ公娼制度の導入に西欧的価値観を取り込むことによって女性差別を巧妙に構造化していったことにある。(関口 2016:78-87)

1.2 戦後日本の性風俗産業

前節では近代日本における公娼制度について、公娼制度の成立と廃娼運動について確認した。公娼制度が成立してから 10 年後には廃娼運動が盛り上がりを見せたが結局公娼制度は戦後まで廃止されることはなかった。

本節では GHQ 指導の下で公娼制度が廃止された戦後の日本社会において、性風俗産業がどのような在り方をとってきたのかについて法制度の変遷から確認する。そして戦後の経済成長や国際化の中で 1970 年代には日本人男性の「観光買春」の問題が表面化する。「観光買春」問題で論じられた性を買う主体としての男性についても言及する。

1.2.1 公娼制度廃止と戦後日本国内の性風俗産業

戦後日本の民主化を指導した GHQ は、公娼制度について「デモクラシーの理想に違反し、個人の自由発達と矛盾する」(藤野 2014:41)として、1946 年 1 月 21 日、日本政府に対し「日本における公娼の廃止」の覚書を発表し、公娼制度の廃止を命じた。同年 2 月には内務省警保局長が「公娼制度廃止に関する件」を通告し、娼妓の就労に関する決まりなどを定め公娼制度を規定して

¹ 現在の公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会 <http://kyofukai.jp/>(2019.11.11)

いた娼妓取締規則を廃止した。同年 11 月には第一次吉田内閣の次官会議において貸座敷を廃止し特殊飲食店として改称させる。これによって明治維新以降続いた日本の公娼制度が廃止に至ることとなる。(藤野 2014:41)

しかし藤野は、GHQ の指導の下実施された公娼制度の廃止は、直接的に「売買春禁止を意味するものでは」(藤野 2014:41)なく、むしろ「公娼・黙認私娼制度がすべて黙認私娼制度へと外観を変えたに過ぎ」(藤野 2014:56)なかったと指摘する。公娼制度の廃止が形式的なものにとどまった経緯には警視庁の動向が深く関連している。

GHQ より「日本における公娼の廃止」の覚書が発表される直前の 1 月 12 日に、警視庁は「公娼制度廃止に関する件」の通達を発するが、その内容は公娼制度の廃止に伴い公娼を私娼に転化し、存続を認めるという方針を示すものであった。警視庁は、1945 年に GHQ より「婦人開放」を掲げた五大改革指令を発布された段階で、公娼制度は民主化と女性解放の観点からそぐわないと判断し、公娼制度の廃止に向け動き出した。まず警視庁は「公娼制度廃止に関する件」の通達によって都内の貸座敷業者へ廃娼を求めるが、そこで求められた「廃娼」とはきわめて形式的なものであった。貸座敷を「接待所」、娼妓を「接待婦」と改称することで営業の継続を認可し、また、貸座敷指定地域をそのまま接待所設置地域に移行し私娼黙認地域とすること、接待所において接待婦の自由意思による就業及び売春行為を認可することなどが盛り込まれていた。その後警視庁は「接待所及接待婦の取締の内規」を作成し、接待婦の所轄警察への届け出義務や居住制限、原則 18 歳未満の就労禁止などを規定した。藤野は「接待所及接待婦の取締の内規」が公娼制度をほぼ踏襲した規定となっている理由として、「警察に接待所に対する生殺与奪の権限を与え、そのもて、接待所における買春を管理、維持させる」(藤野 2014:45)ことが警視庁の方針であったためであると指摘する。(藤野 2014:41-46)

GHQ が示した公娼制度廃止の方針に対応する警視庁及び警保局の公娼制度廃止に向けた取り組みは、形式的な公娼制度の廃止に注力したものであり、その実態は公娼制度を引き継いだものであった。GHQ は身売りや前借りによる年季契約のような人身売買に基づいて売春を強制させることは「奴隷扱い」であるとし、人身売買に基づく売春行為を国家が容認する公娼制度の廃止を命じたが、一方で女性個人が自発的に売春行為を行うことは禁じないものとした。そのため「人身売買や強制によらない『自発的』という外見を装えば、売春は許容」された。(藤野 2014:47)第一次吉田内閣の次官会議では、貸座敷を廃止させる代わりに、特殊飲食店での売買春行為を認める旨の決定がなされる。警保局は、特殊飲食店に対して、人身売買によって女性に売春を強要することを禁じたが、同時に特殊飲食店で接客や給仕といった「売春以外の“正業”を得たうえで、自発的に自由意思で売春を」(藤野 2014:49)行っているという体裁を保てば従業員女性の売春を容認する方針を示した。

この場合における女性の「自発的な自由意思に基づく売春」は「明らかな虚偽、虚構」(藤野 2014:49)であったが、「こうした虚構を生み出すことで、警保局は廃娼と売春維持という相反する二つの課題をともに実現させ」(藤野 2014:49)ることに成功した。それは国家の統制下に設置された公娼制度が外観を変え、黙認私娼制度として警察の監督下に置かれただけのことであり、事実上公娼制度は存続していたと藤野は指摘する。こうして 1956 年に売春防止法が成立するまで特殊飲食店での売買春行為は黙認され続けることとなる。(藤野 2014:47-56)

女性の自由意思という大儀名分の下、特殊飲食店での売買春行為が横行する状況を鑑み、GHQ は日本政府に対し人権擁護と制病予防の観点から売買春の取り締まりを要請する。これを

受けて 1947 年国会に売春等処罰法案・風俗営業取締法案・性病予防法案が提出され、このうち風俗営業取締法と性病予防法が翌 1948 年に成立する。これにより、特殊飲食店の集合地域である「赤線²」以外での売春行為の取り締まり、街娼への健康診断の強制、性病罹患者の売春行為の処罰が行われることとなった。「赤線」での売買春行為が取り締まりの対象外であったため、「赤線」業者は集娼による性病予防の観点からその正当性を主張するようになる。こうして「赤線」における黙認私娼制度はその体制を継続させた。(藤野 2001:184 - 193)

しかし同時期の国際社会における人権意識の高まりは、日本国内の売買春をめぐる制度方針の転換に大きな影響をもたらすこととなる。まず 1946 年に国際連合では女性の地位委員会が設置せられ、売春反対に向けた取り組みが開始される。そして 1948 年の国連総会において「世界人権宣言³」が採択され、1949 年には「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約⁴」が可決された。この国連における人権問題への厳しい姿勢は、国際社会への復帰を目指す日本政府にとって無視できない風潮であった。とりわけ日本における人身売買は国家が黙認した「赤線」において発生しているものであったため、政府としても日本が主権を回復したのちの国連加盟を目指すうえで「赤線」を黙認する現行の状況の改善は不可避であった。(藤野 2001:185)

サンフランシスコ講和条約の調印と同年の 1952 年、それまで黙認されていた「赤線」への人身売買という問題が表面化する。新潟県出身の女性 11 名が新宿区の「赤線」へ売春目的で身売りされた事件を新潟県警が追及し、この事件が国会でも取りざたされると、警視庁や国の「赤線」黙認政策に批判が集まることとなった。同年、売春等処罰法案が国会に提出されるものの成立には至らず、その後売春問題対策協議会(1953 年)、売春対策審議会(1955 年)での審議を経て、1956 年 5 月に「売春防止法⁵」が全会一致で成立する。日本が国際連合への加盟を果たしたのは同年 12 月のことであった。(藤野 2001:209-279)

国際的な人権意識の高まり、そして国内の人身売買問題の可視化に伴う売買春の問題化に対応する形で成立した売春防止法だったが、売春防止法の制定後も売買春が完全に消滅することではなく、むしろこの法律は自由意思による売買春を法的に容認する内容であったと藤目(2001:284)は指摘する。では売春防止法では具体的にどのようなことが定められているのだろうか。まず売春の定義を「対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交すること」(第二条)と定め、売春が人としての尊厳を侵害し性道徳や社会風俗を乱すものであることから「売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ること」(第一条)を目的として

² 「赤線」とは特殊飲食店の集合する集娼地域のことである。警視庁が特殊飲食店として営業を許可された業者の集まる地域を地図上で赤い線で記したことから、特殊飲食店の集合する地域が俗に「赤線」と通称されるようになった。「赤線」の周辺には警察の許可を得ずに特殊飲食店と同様の営業形態で売買春をおこなう集娼地域も存在し、これは「青線」と呼ばれた。(藤野 2001:179)

³ 外務省 『世界人権宣言』<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/index.html> (2019.11.16)

⁴ ミネソタ大学人権図書館 『人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約(人身売買禁止条約)』<http://hrlibrary.umn.edu./japanese/Jconv-exploitation.html> (2019.11.16)

⁵ 総務省行政管理局 電子政府の総合窓口 e-Gov 『売春防止法』https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=331AC0000000118 (2019.11.16)

いる。また、第三条で「何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない」と売買春の禁止を明記しているが違反に対する罰則はない。処罰の対象となる行為は売春のあっせんや強要、売春によって第三者が利益を得ることなどである。つまり売春防止法で処罰の対象としているのは管理売春についてであり、個人売春は処罰の対象外となる。(角田 2013:213 - 219)

そして売春防止法第四章では各都道府県に対し「売春を行うおそれのある女子(要保護女子)」に対する保護更生が定められており、これに基づいて婦人保護事業⁶が展開された。婦人保護事業は要保護女子の売春行為への「転落」の防止と保護更生を図ることを目的として開始されたが、現在はDV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者の保護も目的としている⁷。

また、売買春に対応する法律として売春防止法のほかに「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律⁸」(風俗営業法)が存在する。風俗営業法第四章「性風俗関連特殊営業等の規則」において、性交類似行為を提供する目的の風俗営業に対し規則が定められている。風俗営業法風俗営業法に基づく性風俗関連特殊営業の分類は表1-1の通りである。売春防止法では対価を得て不特定多数の異性と性交を行うことが禁止されているのみで、性交類似行為を有償で行うことは禁止されていない。そのため現在の性風俗産業において行われているサービス行為は性交類似行為である。しかし、売春防止法の下で完全に売買春が撲滅したわけではなく、むしろ「性交類似行為の合法的な存在が隠れ蓑になって、巷に売春を氾濫させる結果となった」と角田(2013:218)は指摘する。

1. 2. 2 性を「買う」主体としての男性

売春防止法の成立によって国家による黙認私娼制度は終わりを告げたが、社会から完全に売買春が姿を消したわけではなかった。1970年代に入ると日本人男性が買春目的で韓国やフィリピンといった東アジアの国々へ集団渡航する「観光買春⁹」の問題が表面化する。

日本人男性による観光買春は1960年代後半の台湾に始まる。1972年の日中国交正常化によって台湾への航空路線が縮小すると、「買春ツアー」の行き先は台湾から韓国へ移ることとなる。とりわけ韓国への日本人男性の買春ツアーは「妓生観光」と呼ばれ、社会問題として大きく取り上げられた。1973年に開催された第一回日韓教会協議会において韓国協会女性連合会の日本人男性の韓国への買春目的の渡航に抗議する声明が取り上げられたのをきっかけに、日本キリスト教婦人矯風会が中心となって韓国人女性への連帯を示すとともに観光買春反対運動を行った。韓国協会女性連合会は妓生観光で行われている売買春について韓国人女性の自由意思による売春ではなく、韓国国内の貧困と日韓間の国際的な経済格差といった社会構造を日本人男性側が

⁶ 内閣府 『婦人保護事業実施要項』http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/kanrentsuchi/pdf/03/r_03_1202002.pdf (2019.11. 16)

⁷ 厚生労働省子ども家庭局 『婦人保護事業の現状について』
<http://www.gender.go.jp/kaigi/kento/shelter/siryu/pdf/1-7.pdf>(2019.11. 16)

⁸ 総務省行政管理局 電子政府の総合窓口 e-Gov『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律』https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=323AC0000000122 (2019.11. 16)

⁹ 「観光買春」とは日本キリスト教婦人矯風会が「性を買う立場を強調する視点から」考案した、日本人男性の韓国への買春目的の集団渡航を表す造語(高橋 2004:37)

利用し買春行為に及んでいると主張した。

日本キリスト教婦人矯風会は同年9月に声明を発表し、「売春問題とりくむ会」において韓国観光旅行の実態把握のために旅行会社等への調査をすすめた。売春問題とりくむ会が法務省入国管理局の統計を取りまとめた1976年における男女別出国調査(表1-2)によると、アメリカへの出国者の男女比率は男性60.2%女性39.8%であるのに対し、韓国は男性94.3%女性5.7%、台湾は男性93.1%女性6.9%となっており、1976年当時韓国や台湾へ出国する日本人は男性が9割を越えていたことがわかる。他にも、フランスやイギリスといったヨーロッパ各国への出国者の男女比率は男性が5~6割前後、女性が4~5割前後であるのに対し、フィリピンやタイといった東南アジアへの出国者の比率は男性が8割を超えている。ここから、1976年当時東アジアを訪問する日本人は圧倒的に男性が多かったことがわかる。この男女比の不自然なアンバランスさを説明する裏付けとなる要因が「観光買春」であると高橋は指摘する。(高橋2004:12-41)

「観光買春」の背景には日本の経済発展に伴う海外旅行の増加と東アジアの後進国における観光開発が挙げられる。1970年に日本航空のボーイング747型航空機(通称ジャンボ機)が就航¹⁰したことで航空機による大量輸送が可能になり、航空旅行の大衆化が実現した。一般社団法人日本旅行業協会によると1970年には約60万人だった海外旅行者数は年々増加し、1973年には約228万人にのぼった。(表1-3参照)ジャンボ機の就航に伴う旅客の増大を図るため、文化が安く手近な海外旅行先として売り出されたのが韓国や台湾、東南アジア諸国であった。特に韓国については、国内の旅行会社は日本人男性向けに「妓生パーティー」や「ナイトライフ」を謳ったパッケージツアーを商品として取り扱っていた¹¹。そして韓国側もまた日本人男性による「観光買春」を外資獲得の機会として利用していた。1970年代当時、戦後高度経済成長期を経て経済復興を果たした日本に対し、軍事政権が長らく続いた韓国は経済的後進国であった。外資獲得のための観光振興政策として「妓生観光」が打ち出されたのである。(松井1993:61-82)

「観光買春」の問題は、現代において国際化と経済発展の波の中で構造的に売買春が構築されていた事例である。外資獲得を目的とした観光政策として後進国の女性の性が商品として売り買いされていた事実は、同時に買う男性が存在していたことをも示している。こうした中で男性の買春について問いなおす動きがみられた。谷口和憲は「アジアの買売春に反対する男たちの会」を発足し、自らの買春体験や買春男性へのインタビューを著作『性を買う男』にまとめた。谷口は「買春観光」について精力的に取材を重ねていた元朝日新聞記者である松井やよりとの対談において、本来焦点を当てるべきは買う男性の側であると述べ、売買春についての議論の場において女性の売春が強制であるか自由意思であるかといった女性側の事情にのみ焦点を当てることは性を買う側の暴力性を無視することと同義であると述べる。(谷口、松井1998:88-93)

藤野は売春防止法の成立以降売買春は「自由意思」のもとで個人の倫理感や人権意識の問題に還元され、経済的・社会的な構造の中で発生している管理売春や強制売春といった女性への性

¹⁰ JAPAN AIRLINES 『JALの沿革—創立後の変遷』

<https://www.jal.com/ja/outline/history.html> (2019.11. 23)

¹¹ 具体的には「東武トラベルの営業所には、『韓国でのナイトライフは三清閣で』と日本語で書かれた妓生ハウスの宣伝パンフレットが常置されていた。(中略)どの社も妓生パーティー参加を目玉商品とするツアーを売っていた。本屋の店頭の数多く並べられている旅行書には、韓国は男性天国であるとはばかりことなく書かれていたし、日韓の企業が総力を挙げて日本男性の好奇心をあおった観がある。」(高橋2004:16)

暴力が見過ごされていると指摘する。また、買春行為そのものが女性への性暴力に加担しているとし、「本来の売春防止の実行力すら持ち合わせていない売春防止法を廃止」し「すべての女性・男性を対象にした買春を規制する法的手段」を検討すべきであると述べる。(藤野 2001:284-289)

小括

本章では日本国内における性風俗産業の歴史と制度の変遷について、近代日本における公娼制度と廃娼運動、公娼制度廃止後の国内の性風俗産業と日本人男性の国内外への「買春」問題について確認した。

公娼制度は国家が女性の身体的自由を侵害する制度に他ならなかったが、公娼制度廃止を訴える廃娼運動もまた売春業を営む女性を解放するものではなく、むしろ「醜業婦」観に基づき売春業に従事する女性への差別を助長する内容であった。公娼制度をめぐる問題の本質は、国家が女性の身体的自由を侵害し、かつ公娼制度の導入に西欧的価値観から引用した近代的イデオロギーを利用し、女性差別を巧妙に構造化していったことにある。

戦後、公娼制度は廃止されたものの、新しく整備された制度も公娼制度を踏襲した内容であり、「女性の自由意思」という建前の下で売買春を容認する実質的な黙認私娼制度であった。売春防止法と風俗営業法もまた、売買春に終止符を打つものではなく、むしろ「性交類似行為」や「女性と客の自由恋愛」といった隠れ蓑を用意し、そのグレーゾーンにおいて売買春が横行する結果となった。グレーゾーンで売春業に従事する女性は、暴力や搾取の対象となるリスクが高まり、また被害に遭遇した際も法による処罰を避け適切な公的支援を求めにくい現状がある。このように、性風俗産業に従事する女性への自己責任論が色濃く投影されている現行の法制度には、性風俗産業に従事する女性を社会的に排除し、差別する機能が働いているといえる。

1970年代に入ると売買春をめぐる議論において「売春」ではなく「買春」に焦点を当てた議論が活発化する。「買春」を問題視することで売買春は「売春」をする者の倫理観や道徳観の問題ではなく、家父長制やジェンダー、国内外の経済格差といった複数の外部要因から構築される構造的な問題であることが理解されるようになった。

2. 性風俗産業の現在

2.1 女性の貧困と性風俗産業をめぐる社会の現状

本節では日本国内における女性の貧困問題と、性風俗産業の関わりについて述べていく。現在の日本において女性は男性と比較すると就労や所得の面において不利な状況に置かれており、経済的な困難さゆえに社会から孤立した女性が、福祉ではなく性風俗産業に捕捉されているという現状がある。まず、女性の貧困について男女間の所得格差や就業状況の違い、貧困率などの具体的な状況をデータに基づいて整理したうえで、次に女性の貧困と性風俗産業がどのように関わっているのかを確認する。

2. 1. 1 女性の社会進出と貧困率の上昇

現在わが国では社会的な男女格差を是正するための法律として、男女雇用機会均等法及び男女共同参画社会基本法が施行されている。男女雇用機会均等法は就労や職場における男女差別の撤廃を目指し、1985年に制定され翌年から施行された。男女共同参画社会基本法は1999年に公布・施行され、男女が社会において対等な構成員として活躍できる男女共同参画社会を目指すための法律である。しかし、この二つの法律の制定以降も就労や収入の面で男女間の格差は依然として大きい。

内閣府男女共同参画局が発表した平成29年度の男女の就業状況の調査結果¹²によると男性の非正規雇用は21.9%であるのに対し女性の非正規雇用は55.5%と非正規雇用の割合が男性よりも女性のほうが高いことがわかる。また、所得の面でも数値の開きがみられる。国税庁が発表した民間給与実態統計調査¹³によると、平成30年に1年を通じて勤務した給与所得者の一人当たりの平均給与は441万円であり、男性の平均は545万円であるのに対し女性の平均は293万円であった。さらに正規雇用・非正規雇用別及び男女別にみると、正規雇用男性は560万円、正規雇用女性は386万円であり、非正規雇用男性は236万円、非正規雇用女性は154万円であった。このように男女の平均所得を比較すると女性の所得は男性の所得よりかなり低く、給与所得者の一人当たりの平均よりも低いことがわかる。また、男女の雇用形態が同一でも所得に大きな格差が存在する。

厚生労働省が発表したひとり親世帯についての調査結果¹⁴によると、平成28年度時点で全国のひとり親世帯は201.9万世帯であり、そのうち母子世帯は123.2万世帯、父子世帯は18.7万世帯と、ひとり親世帯のうち母子世帯が約6割を占めることが分かった。また、ひとり親世帯の所得について、母子世帯の平均年間収入は243万円であるのに対し、父子世帯の平均年間収入は420万円である。また、母子世帯のうち37.6%は年間所得額が200万円未満であった。就業状況は母子・父子世帯ともに8割以上であるが、その雇用形態に差異がみられる。就業者が正規雇用である割合は母子世帯が44.2%であるのに対し父子世帯は68.2%である。就業者が非正規雇用である割合は母子世帯が43.8%であるのに対し、父子世帯は6.4%と大きな開きがみられる。以上のように、ひとり親世帯においても母子世帯と父子世帯で所得格差がみられ、その要因として親の雇用形態が男女で異なる点が挙げられる。

貧困率の状況について厚生労働省の国民生活基礎調査¹⁵によると、平成27年度の貧困線は122万円であり、相対的貧困率は15.6%である。子供がいる現役世帯についてみると、大人が二人の世帯の貧困率が12.9%であるのに対し、大人が一人の世帯の貧困率は50.8%と非常に高くなっている。また、ひとり親世帯の貧困率について独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査

¹² 内閣府男女共同参画局 『男女共同参画白書 平成30年度版』

http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h30/zentai/index.html (2019.11. 23)

¹³ 国税庁 『平成30年分民間給与実態統計調査』

<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan2018/pdf/001.pdf> (2019.11. 24)

¹⁴ 厚生労働省 『平成28年度 全国ひとり親世帯等調査の結果』

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000188138.html> (2019.11. 23)

¹⁵ 厚生労働省 『平成28年度 国民生活基礎調査の概況』

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/> (2019.11. 24)

16)によると母子世帯の貧困率は 51.4%、父子世帯の貧困率は 22.9%である。また、この調査では可処分所得が貧困線の 5 割に満たない「ディープ・プア¹⁷⁾」世帯の割合は、母子世帯では 13.3%、父子世帯では 8.6%であることもわかった。

本項を要約すると以下のことが言える。まず、就労状況について男女別で比較すると、非正規雇用で働く女性の割合は男性よりも 3 割程高い。男女の平均所得を比較すると女性の所得は男性の所得よりかなり低く、給与所得者の一人当たりの平均よりも低いことがわかる。また、男女の雇用形態が同一の場合でも所得に大きな格差が存在することがわかった。次に、ひとり親世帯については、母子世帯は父子世帯の約 6.5 倍の世帯数であった。また、母子世帯と父子世帯についても所得格差がみられ、母子世帯のうち 4 割近くは年間所得額が 200 万円未満であった。また、ひとり親世帯の貧困率についても父子世帯と比較して母子世帯の貧困率は高くなっており、母子世帯の 5 割が貧困状態にあることがわかった。「ディープ・プア」世帯の割合は、母子世帯では 13.3%、父子世帯では 8.6%であった。

2. 1. 2 「福祉」としての性風俗産業と「社会保障の敗北」

前項において述べたように、現在の日本において女性は男性と比較すると就労や所得の面において不利な状況に置かれている。経済的な困難さが女性たちの社会における孤立に繋がり、そして社会から孤立した女性が福祉ではなく性風俗産業に捕捉されているという現状がある。

まずは貧困状態にある女性が社会から孤立してしまう要因を考察する。鈴木によると、貧困に陥る要因として低所得に加え「3 つの無縁」と「3 つの障害」が存在する。「3 つの無縁」とは「家族の無縁・地域の無縁・制度の無縁」、そして「3 つの障害」とは「精神障害・発達障害・知的障害」である。まず「3 つの無縁」について、1 点目の「家族の無縁」とは貧困家庭に生まれ育ち親や親族の支援を得ることができない状態であること、2 点目の「地域の無縁」とは出稼ぎや転居のため地域との関わりがなく困ったときに相談できる友人などがいない状態であること、そして 3 点目の「制度の無縁」とはスティグマを避けるため生活保護などの公的支援を拒否したり、あるいはそもそも社会保障制度の不正備や認知度・実用性の低さのために、社会保障制度から遠ざかってしまったりする状態であることを指す。そして次に「3 つの障害」についてみていく。まず 1 点目の「精神障害」は鬱病や統合失調症などの精神障害は安定した就業を困難にし、またケアや対人関係の難しさから「3 つの縁」を遠ざけてしまう。2 点目の「発達障害」は周囲の理解が得にくく結果として精神障害と同じく支援を遠ざけてしまう。そして最後の「知的障害」については、療育手帳に入らない軽度の障害ほど公的な支援の手が届かず安定した生活や就業を困難とする要因になってしまうと鈴木は指摘する。(鈴木 2014:9 - 13)

2014 年に NHK は『あしたが見えない～深刻化する“若年女性”の貧困～』と題し若年女性の貧

16 独立行政法人労働政策研究・研修機構『記者発表「第 5 回(2018)子育て世帯全国調査」結果速報』<https://www.jil.go.jp/press/documents/20191017.pdf>(2019.11. 24)

17 「ディープ・プア」とは可処分所得が貧困線の 50%を満たない者を指す。相対的貧困率とは貧困線(等価処分所得の中央値の半分の額)を下回る等価処分所得しか得ていない者の割合であるため、この条件に当てはまる場合その者は相対的に貧困とされる。「ディープ・プア」は従来の指標で明らかにされていたよりもさらに厳しい経済状況にある低所得者層を指す。

注 16 に同じ

困についての特集番組¹⁸を放送した。そこには貧困状態に陥り社会から孤立した若年女性やシングルマザーが性風俗店に居場所を求める姿が映し出されていた。番組では都内の性風俗店に勤める一人のシングルマザーが紹介されていた。彼女は出産直後から働かざるを得ない状況にあったが、「保育園とかも、ちゃんとした仕事をしてからじゃないと入れない」¹⁹と保育園や託児所を利用する経済的余裕がなく、託児所と提携するシステムが整備されている性風俗店で働き始めたという。また、この店では自分で家を借りることができない女性たちのために事務所近くに寮を設けており、満室で空き待ちの状態になるときもあるという。

夫の有無にかかわらず経済的に困窮している女性は出産後すぐに働かざるを得ない状況に置かれている。しかし生後間もない乳児を受け入れる保育園は少なく、また都市部では保育施設の不足が大きな課題となっている。就業中の保護者から保育施設に優先的に子供を預けられるようになってきているため、求職中や仕事についていない状態での申請は通りにくいという現状がある²⁰。児童福祉法に基づいた厳しい基準のもとで運営される保育施設と異なり、認可外保育施設²¹である託児所は国の助成を受けない代わりに保護者のニーズに対応した柔軟な運営が可能となる。そのため性風俗店が比較的小規模な託児所を直接運営するケースが増えている。シングルマザーが必要とする就労の場、育児の支援、居住環境を一括で提供する性風俗店は、経済的に困窮し、社会からも孤立したシングルマザーや若年女性の需要を満たすような店舗運営になっている。

また、借金を抱え性風俗店で働き始めた女性に対しては、浪費癖のある女性がお金を浪費しないようにスタッフが給与の一部を代わりに積み立て、女性の悩みを親身になって聞き、借金返済に向けて協力してくれたという。「店は家族のような、家のような存在。休みの日でもふらっと立ち寄ってしまう」(NHK「女性の貧困」取材班 2014:112 - 113)という女性の発言からは、性風俗店が女性にとって単なる就労の場ではなく精神的な支えにもなっていることが読み取れる。(NHK「女性の貧困」取材班 2014:92 - 121)

このように、住まいや子育ての支援を提供したり、店のスタッフが女性の今後のキャリアや生活の立て直すための方策について共に考えてくれたりすることで、女性にとって性風俗店は単なる就労の場ではなく、社会における居場所として成立している側面があるといえる。本来ならば、貧困に対する福祉サービスの提供は行政が担うべき役割である。しかし行政の社会保障制度を活用するためには多くの手続きを踏む必要があったり、生活保護の申請などをしても即日対応は難しく、申請

¹⁸ NHK「クローズアップ現代」『あしたが見えない～深刻化する“若年女性”の貧困～』

<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/3458/1.html> (2019.11. 24)

¹⁹ 注 18 に同じ

²⁰ 例えば、文京区は区内の認可保育園の入園について選考方法を定めており、それによるとまず保護者の状況に応じた基本指数を算出し、次に世帯の状況に応じた調整指数を算出する。基本指数と調整指数を合計して算出した選考指数が高い(選考基準による優先度の高い)子供から優先的に入園が可能となる。保護者の状況に対応する基本指数表によると、週 5 日以上日中 8 時間以上外勤している保護者の場合基本指数は 10 点となるが、求職活動中であると基本指数は 5 点となる。

文京区 『2019(平成 31)年度保育所等利用のご案内』

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/var/rev0/0186/8874/pumphlet31.pdf> (2019.11. 27)

²¹ 川崎市 『認可外保育施設監督基準』

<http://www.city.kawasaki.jp/450/cmsfiles/contents/0000076/76905/shidoukantokukijyun.pdf> (2019.11. 27)

が通るまで待たなくてはならなかったりするため、困窮状態にある人はその過程で疲弊してしまい、然るべき支援を受けることができず、さらに追い詰められてしまう。行政はひっ迫した状態にある人をおかえて福祉から遠ざけ、「制度の無縁」の状態に追い込んでしまっているのではないだろうか。対して、「シングルマザー歓迎、寮・託児所完備」を謳う性風俗店に面接に行くと、その日のうちに就労の場、育児の支援、居住環境を手にすることができる。行政が施行すべき包括的な福祉サービスを性風俗産業が担っている現状はまさに「社会保障の敗北」²²である。

2.2 性風俗産業と福祉のねじれ

本節では「社会保障の敗北」と評された性風俗産業と福祉のねじれについて検討する。先述した通り、現在の日本社会では未だに所得や就労の面などで大きな男女格差が存在する。女性の社会進出が進んだことで、女性が就労することや賃金を得ることは一般的になったが、それは必ずしも男女が性別の区別なく同等の社会・経済的地位を保障されているということの意味しない。雇用形態や所得といった就業の具体的な内容を確認すると、男性と比較すると女性は経済的な困難に陥りやすい状況に置かれていることがわかった。経済的に困窮し社会から排除された女性を性風俗産業が捕捉するセーフティーネットとして機能することは、一見すると合理的な解決策のようにも思われるが、性風俗産業が肩代わりしている「福祉」とは本当に福祉と呼べるのだろうか。女性の貧困という課題を性風俗産業と切り離し、行政の取り組むべき課題として直視することが性風俗産業と福祉のねじれを解消するために必要であると考えられる。では、特に貧困に陥りやすい若年女性やシングルマザーへのセーフティーネットとは本来どのような形であるべきだろうか。

2.2.1 性風俗産業と福祉のねじれの解消に向けて

国は平成 27 年に子どもの貧困対策会議において「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」²³を取りまとめた。「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」は経済的に困難な状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯へ向けた自立支援制度の充実と、児童虐待の相談件数が近年増加していることを背景に児童虐待防止の強化という 2 つのテーマのもとで策定された。ここでは前者の「ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト」²⁴についてその内容を確認し、行政が果たすべき役割について検討していく。

「ひとり親家庭・多子世帯自立支援プロジェクト」は経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭

²² NHK「クローズアップ現代」『あしたが見えない～深刻化する“若年女性”の貧困～』に出演した臨床心理士の鈴木晶子は「性産業というのが、実際、職と共に、住宅であるとか、夜間や病児の保育も含めた保育にまで、しっかりとセーフティーネットになってしまっていて、じゃあ実際それが公的なところで、こんなに包括的なサービスが受けられるかといわれると、そうではないというのがかなり、現実なんじゃないかなというふうに思っていて、これ、社会保障の敗北といえますか、性産業のほうが、しっかりと彼女たちを支えられているという現実だと思いますね」と述べ、「社会保障が性産業に敗北した」という発言は大きな反響を呼んだ。

注 18 に同じ

²³ 内閣府 子供の貧困対策会議『すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(本文)』
https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kaigi/k_4/pdf/s2.pdf(2019.12. 6)

²⁴ 内閣府 子供の貧困対策会議『参考資料 2 厚生労働省の施策について』
https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/youshikisya/k_7/pdf/ref2-2.pdf(2019.12. 6)

や多子世帯が増加傾向にあることを背景に、困難な状況にあるひとり親家庭の孤立を防ぎ、就労による自立を支援することを基本としつつ、子育てや生活の支援、経済的支援といった行政のサービスを行き届かせるための制度面を整備すること、そして個々の家庭が抱える課題に寄り添った対応をすることが必要であるとしている。具体的な施策として、支援につなげるための自治体窓口のワンストップ化、児童扶養手当の充実や保育所等利用の負担軽減といった生活における経済面での支援、ひとり親家庭の親の就労面での支援、住宅面での支援などを含む 6 項目²⁵を挙げている。

まず、支援につなげるための施策について、支援を必要とする人に対してどこの窓口でどのような支援が受けられるかが十分に周知されておらず、支援策が十分に活用されていない現状がある。結果として「制度の無縁」の状態に陥っている若年女性やひとり親家庭は少なくない。そこで、ひとり親家庭の相談窓口母子・父子自立支援員、就業支援専門員を配置し、子育てや生活だけでなく就業に関する内容までワンストップで相談に応じる体制を整備し、総合的かつ包括的な支援体制を整えるとしている。また、支援情報ポータルサイトを開設するなどインターネットを活用した取り組みも進めている。わかりやすい情報提供や相談窓口へのアクセスのしやすさは、支援を必要とするひとり親が行政の支援に確実につながるために重要な鍵となる。

次に、児童扶養手当の充実や保育所等利用の負担軽減といった生活における経済面での支援について詳しい内容を確認する。児童扶養手当とはひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的に児童の養育者に支給される手当のことである。このプロジェクトでは支給額の引き上げや支給対象者に設けられている所得制限の見直しが行われた。まず平成 28 年度に児童扶養手当の第 2 子加算額が 5,000 円から 10,000 円へ、第 3 子以降加算額が 3,000 円から 6,000 円へそれぞれ倍増された。平成 30 年度には児童扶養手当の所得制限限度額を引き上げた。それまでの全部支給所得制限限度額が 130 万円であったのに対し、引き上げ後は 160 万円に設定された。この所得制限限度額の見直しにより、約 15 万人が一部支給から全部支給の対象となり、約 40 万人が一部支給額の増額の対象となると内閣府は推計する。さらに、ひとり親家庭や多子世帯への子育て支援として、保育所等利用の負担軽減策を打ち出している。まず年収約 360 万円未満のひとり親世帯等の保育料について、第 1 子半額、第 2 子以降の無償化を、そして年収約 360 万円未満世帯の保育料について、子どもの人数計算に係る年齢制限を撤廃し、第 2 子半額、第 3 子以降無償化を実施するとしている。

また、第二章第一節でも確認したようにひとり親家庭の就業状況について、就業率は高いものの就業しても収入は低い傾向にあることがわかっている。子供の貧困対策会議²⁶によると、母子世帯の 80.6%が就業しているが、そのうち 47.4%はパート、アルバイト等の不安定な就労形態にあり、母子世帯の平均年間就労収入(母自身の就労収入)は 181 万円、平均年間収入(母自身の収入)

²⁵ 「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」では具体的な支援策として、①支援につながる(自治体窓口のワンストップ化の推進)②生活を応援(児童扶養手当の充実、母子父子寡婦福祉資金の見直し、保育所等利用負担の軽減等)③学びを応援(教育費負担の軽減、子供の学習支援等)④仕事を応援(親の就労支援、非正規雇用労働者の育児休業取得推進等)⑤住まいを応援(住宅支援)⑥社会全体で応援(「子供の未来応援団国民運動」の推進等)の 6 項目を掲げている

注 24 に同じ

²⁶ 内閣府 子供の貧困対策会議『すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(本文)』
https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kaigi/k_4/pdf/s2.pdf(2019.12. 6)

は 223 万円と低い水準にある。ひとり親家庭、特に母子世帯において高い就業率にもかかわらず収入が低いという傾向について、パートや派遣などの非正規雇用の職に就いている親が多いことが理由として挙げられる。そのため、収入が低く不安定な雇用形態の仕事から収入の高い安定した仕事につなげる支援が必要である。安定した就労につながるよう、高等職業訓練促進給付金の支給期間を延長したり、対象とする資格を拡大するなど、就職に有利な資格の取得支援策を講じている。また、ハローワークの臨時相談窓口の設置や、マザーズハローワーク²⁷への専門相談員の設置なども行うとしている。

住宅支援策としては、特に住宅困窮度が高いひとり親世帯や多子世帯を対象に、公営住宅の入居者選考において優先的な取扱いを行うことや、公的賃貸住宅団地において子育て支援施設等の併設を行うことで福祉拠点化を推進するとしている。

このように、行政の福祉制度においても、就業・育児・居住という生活に必要な支援を一連で行うことで総合的かつ包括的な支援体制を整える動きがみられる。性風俗店が「シングルマザー歓迎、寮・託児所完備」であるからといって「福祉」を担っているとは言い難く、むしろ性風俗店でそうした保障を受けるためには性風俗産業に従事するしかなく、「支援」を受ける代わりに職業選択の自由を半ば奪うような形態を「福祉」と言い表すことはできない。

坂爪は、性風俗店は、「公助」としての行政の福祉サービスを受けることができず、かといって自力での解決も困難を極め「自助」では立ち行かなくなった女性など、「多重化した困難を抱える人たちがともに助け合い支え合う」ための「共助」の場であると述べる。(坂爪 2018:166-169)しかし、性風俗産業は本来性的サービスを取り扱う商業的な場であって、「福祉」を提供する「共助」の場ではない。性風俗産業と「福祉」を安易に、かつ強力に結び付けて理解しようとする、性風俗産業そのものを見えにくくしてしまうのではないだろうか。経済的に困窮し、消極的な理由から性風俗産業に従事せざるを得ない状況に置かれた「消極的従事者」が本来の福祉とつながることで、行政が提供する支援を受け、経済的な自立や困窮状態からの脱却を図ることを社会全体の目標とすべきである。しかし、上記の支援策にも改善すべき点はある。それは、支援対象の基準を緩和すべきという点である。基準が厳しいことによって支援対象者が限定されると、行政の支援や福祉サービスを利用することがスティグマとして作用しかねないためである。「生活保護バッシング」のように、行政の支援を適切に受けることがスティグマになってはならない。そのためには児童扶養手当や家賃補助など支援の基準を緩和し、選別主義的な制度から普遍的な制度への移行を図るべきである。

²⁷ マザーズハローワークとは、子育てをしながら就職を希望している保護者に対し、担当者制による職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行うハローワークのことである。

厚生労働省『マザーズハローワーク・マザーズコーナー』

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/mother.html> (2019.12. 6)

3. 当事者中心の性風俗産業へ

3. 1 当事者中心主義の「セックスワーク」

1980年に「セックスワーク」という言葉が誕生する。「売春」を「セックスワーク」という労働として扱い、それに従事する人々は「セックスワーカー」という労働者であるという主張は、セックスワーカー当事者から生まれたものであった。それは従来の性風俗産業や売買春をめぐる議論において当事者の声が無視され、ステレオタイプに当てはまる「売春婦」像のみを議論の対象として扱ってきたことへの抵抗であった。しかし、セックスワーカーの当事者運動では、そうした「性風俗産業に従事する女性は救済の対象である」といったイメージはステレオタイプであり、当事者が求めているものは救済ではなく労働者としての権利であると主張する。本節では当事者中心主義を掲げるセックスワーカーの歩みを確認し、セックスワーカー当事者にとって望ましい社会の在り方についても検討する。

3. 1. 1 「セックスワーカー」の登場

「セックスワーク(sex work)」という言葉は1980年にキャロル・リーによって提唱された²⁸。1978年にサンフランシスコで開かれた会議に出席し、そこで開催されていた売春に関するワークショップにおいて、「性を利用する産業(Sex Use Industry)」という言葉がワークショップのタイトルに利用されているのを目撃する。「性を利用する産業(Sex Use Industry)」という言葉は、性風俗産業において提供される性的な行為とそれを提供する側の人間を、行為と人の区別なくどちらも消費の対象としてみなすものであった。リーは、性風俗産業においてサービスを提供するという行為は労働であり、それをやっているのは労働者であるという主張のために「セックスワーク産業(Sex Work Industry)」にタイトルを変更することを提案した。そして1980年にリーは“The Adventures of Scarlot Harlot”と題した演劇を製作し、劇中で「セックスワーク(sex work)」という単語を初めて使用した²⁹。(Grant2014=桃井 2015:23-38)その後アメリカで1987年にセックスワーカーの手記をまとめた“Sex Work :Writings by Women in the Industry”がフレデリック・デラコステとプリシラ・アレキサンダーによって出版されると、1993年には『セックス・ワーク 性産業に携わる女性たちの声』(角田ほか訳)として邦訳版が出版された。売春を非犯罪化し、労働者としての権利保障を確立させるために「セックスワーク」という言葉を使用することを提案したこの書籍は、1990年代の日本国内において売買春をめぐる議論において当事者中心主義の「セックスワーク」³⁰、そしてセック

²⁸ Global Network of Sex Work Projects 『Carol Leigh coins the term “sex work”』
<https://www.nswp.org/timeline/event/carol-leigh-coins-the-term-sex-work> (2019.11.30)

²⁹ Carol Leigh 『Inventing Sex Work』www.bayswan.org (2019.11. 30)

³⁰ アムネスティ・インターナショナルは「セックスワーク」とは「買う側と売る側が合意した条件に基づく成人間の同意による性サービス(性行為を含む)と何らかの形の報酬との交換」を意味するとしている。そのうえで「セックスワーク」とは成人が同意の上で商業的性行為に従事している状況のみを指す言葉であり、脅迫、実力行使、詐欺、欺瞞、権限の乱用、子どもの利用など、同意がない場合は、商業的性行為は人権侵害であり犯罪とみなすとしている。

アムネスティ・インターナショナル 『セックスワーカーの人権を尊重し、保護し、実現する国家の責

スワークの主体である「セックスワーカー」³¹という言葉が浸透するきっかけとなった。(青山 2007:56 - 57)

桃河は「セックスワーク」とは奴隷や人身売買といったシステムに含まれる売春と、仕事としての売春を区別することを目的として、当事者側から生まれた言葉であると述べる。(桃河 1997:46) 青山(2007:18)もまた女性の売春について、「女性たちが外からの強制力の犠牲者となる性的奴隷状態に陥ってしまう場合」と「女性たちが生活の糧を得るための当面の現実的な選択肢として自発的に行うセックスワークという場合」の二つに分けて理解することを提案している。その背景として売買春をめぐる議論の中に、二つの異なる主張——女性の売春について一方は「性奴隷制」に等しいとする主張、もう一方は正当な労働すなわち「セックスワーク」であるとする主張——が併存することが挙げられる。

これらについて詳しく確認すると、まず女性の売春は「性奴隷制」に等しいとする論者は、家父長制と資本主義というシステムの中で女性が二重に下位化され、十分な収入を得る手段をなく奪われた女性が売春に従事するという文脈が存在し、その文脈の中で女性が売春に従事することは「自由な選択」ではなく構造的に売春を強制されている「性奴隷制」と同等であると主張する。一方、売春は正当な労働すなわち「セックスワーク」であるとする論者は、それがたとえ消極的な理由によって選択された場合であっても、合理的かつ実地的な決断として尊重される必要があると主張する。性労働だけをほかの労働と区別し不法・違法化することは、労働者としての権利を奪い、かえって暴力や搾取に晒される機会を増大させることとなる。また、職業適性や自己実現のためなど積極的な理由によって性労働に従事する人にとって、売春は労働の場としてより良い選択肢である場合もある。このように自発的な意思によって選択された労働としての売春は、「性奴隷制」とは区別された「セックスワーク」として扱われるべきであると主張する。(青山 2007:52 - 57)

また、「セックスワーカー」の定義について、桃河は「自分自身の行為・外見・イメージなどを、他人の性的欲望の対象として売春を仕事としている人」としている。それは、「セックスワーカー」以前の「売春婦」という言葉は売春を強要されている女性をも意味したり、「風俗嬢」という言葉からは男性のセックスワーカーやアダルトビデオ産業に従事しているセックスワーカーが弾かれてしまうためであると説明している。「性風俗産業従事者」は訳語として最も適当ではあるが、性風俗店の経営者やアダルトコンテンツ制作者をも含んでしまうため、「セックスワーカー」という言葉をそのまま利用するとしている。(桃河 1997a:53) Grant は、従来の「売春婦」という言葉から連想されるのはステレオタイプに当てはまる「想像上の売春婦」の姿だけであり、それは世間が「売春婦」に対してステレオタイプのイメージを要求しているためであると指摘する。実際のセックスワーカーには女性だけでなく男性、トランスジェンダーなどあらゆるセクシュアリティの人が含まれることを明確に記している。(Grant2014=桃井 2015:30 - 32)

そして、「セックスワーク」や「セックスワーカー」という言葉には当事者の職業意識を強化し、売買春に対する社会規範が内面化された否定的な自己認識を取り払う力があると宮田は指摘する。宮

務に関するポリシー』https://www.amnesty.or.jp/news/pdf/SWpolicy_201605.pdf (2019.12.2)

³¹ アムネスティ・インターナショナルは「セックスワーカー」を「すべてのジェンダーの成人(18歳以上)で、定期または不定期で、金銭や物品と引き換えに同意に基づく性サービスを提供する人」を意味するとしている。

注 30 に同じ

田は著作内で一人のセックスワーカー(ヒロさん:仮名)による自伝を事例として紹介している。その自伝内で「風俗嬢とかヘルス嬢とか、ついつい自分たちを卑下するような形で使ってしまう言葉しか知らなかった」ヒロさんは、「セックスワーカー」という言葉と出会い、「セックスワーカーという言葉はこれまでの自分の仕事を見つめ直し、誇りを持たせてくれる可能性に開かれているように」思えたと言っている。否定的な印象を持つ従来の言葉ではなく、当事者によって生み出された「セックスワーカー」という言葉を獲得したことがヒロさんにとって職業意識への転換点となったのではないかと宮田は指摘する。(宮田 2018:251 - 225)

3. 1. 2 労働者としての権利を求めて

セックスワーカーの権利運動において、売買春を含む性取引については「セックスワーク」という正当な労働であり、セックスワークを営む当事者は「セックスワーカー」という労働者であるという立場をとる。セックスワーカーの権利運動において掲げられている目標はセックスワークの「非犯罪化」である。「非犯罪化」とは、セックスワーカーに対する搾取を助長するような社会的排除を撤廃するために、セックスワークを他の商業的行為と区別して規制や管理をしたり犯罪化する法制度に反対し、成人同士の合意に基づくあらゆる性取引を不法化せず、セックスワーカーの権利は労働者を保護するための普遍的な法制度によって守られるべきであるということを示す。(青山 2014:232)また、青山はセックスワークの「非犯罪化」と「合法化」の違いについて、「合法化」とは売買春を取り締まる特定法を定め、この法に逸脱する行為を犯罪とするものであるため実質的な「犯罪化」であるのに対し、「非犯罪化」とは売買春を取り締まる特定法を定めず、他の産業と同様に労働法や民法といった一般法の範囲内で営まれるようにするものであると説明している。(青山 2018:144)

国際機関や人権団体はセックスワーカーへの暴力や搾取を防止し、セックスワーカーの人権を尊重するための実践的な対応が必要であるという姿勢を示している。国際労働機関は 1998 年の調査報告³²においてセックスワークを労働と認め、セックスワーカーを労働者としての権利を行使する主体として扱うべきであるとした。世界保健機関は 2002 年にセックスワーカーが直面している問題に対する解決策³³を提言し、その中でセックスワーカーが暴力や HIV の感染といった危険な状況に晒されることを防ぐためには政府との連携が必要であるとした。アムネスティ・インターナショナルは 2015 年にセックスワーカーの権利保護に関する方針³⁴を公表したが、その方針において各国政府に対しセックスワークの非犯罪化を勧告している。

セックスワーカーの権利運動においてセックスワークの非犯罪化を目標とする理由は、セックスワークを犯罪化および処罰化する法の下では、セックスワーカーが公的な支援を受けることが難しいという現状があるためである。アムネスティ・インターナショナルは、セックスワークの非犯罪化を各国政府に要求する理由としてセックスワークが「犯罪化されていることにより、警察の保護が受けら

³² International Labour Organization(ILO) 『Sex industry assuming massive proportions in Southeast Asia』https://www.ilo.org/global/about-the-ilo/newsroom/news/WCMS_007994/lang--en/index.htm(2019.12.2)

³³ World Health Organization(WHO) 『SEX WORKERS : PART OF THE SOLUTION』https://www.who.int/hiv/topics/vct/sw_toolkit/115solution.pdf(2019.12.2)

³⁴ 注 30 に同じ

れなかったり、虐待者の不処罰を招いているなど、セックスワーカーの安全を脅かしている現状があるため³⁵』としている。性労働のみを不法化することは、セックスワーカーから労働者としての権利を奪い、セックスワーカーが暴力や搾取に晒されてしまう危険性を高めることとなる。青山は「売買春を非犯罪化し、仕事として認めることで、当事者の労働者としての権利が公的に保障されるのなら、それは搾取と暴力を受けやすい人びとにとってこそ重要」(青山 2007:56)であると指摘する。

例えば、日本国内において保健所等の公的機関がセックスワークの現場においてコンドーム使用の指導を行うことはないが、その前提には、売春防止法によって売買春の禁止が定められていることが挙げられる。風俗営業法の下では「性交類似行為」のサービスを提供することは認められているが、いわゆる「ホンバン」と呼ばれる膣ペニス挿入行為は認められていない。しかし実際のセックスワークの現場では「ホンバン」が行われていることもまた事実である。性感染症や妊娠、性暴力被害などセックスワーカーにとって大きなリスクを伴う「ホンバン」だが、その行為が法で禁じられている場合、公的機関が「安全なセックス」を呼びかけコンドームの使用を指導することや、性暴力被害を受けたセックスワーカーが公的機関に保護を求めることを難しくしてしまう。

労働者としての安全が保障されていないためにセックスワーカーが精神的及び身体的な被害に遭遇してしまう現状について、セックスワークそのものが被害を受ける仕事なのではなく、搾取や性暴力被害、性感染症といった被害が起こりやすくなる社会的、法的及び政策的条件があるだけで、セックスワークの現場で起きている被害は社会的及び政治的不作為による人災であると要は厳しく指摘する。そのうえで、セックスワークも他の産業と同様に職場で発生した労働者の怪我や健康問題は労働災害として扱われ、労働災害防止のために労働環境の改善や法の制定、社会的啓発が施行されるべきであると述べる。(要 2018:160-173)セックスワーカーの労働者としての権利を保証するためにも、セックスワークの非犯罪化が重要であることがわかる。

しかし、人権保護の文脈からセックスワークの「非犯罪化」ではなく「廃止論」をとる立場もある。「廃止論」では、当事者がどのような状況下に置かれているかにかかわらず、「性」を売買の対象にする行為を全て性的搾取、暴力及び人権の侵害であると捉える。そこでは「セックスワークというワーク(労働・仕事)は存在せず、セックスワーカーという権利主体も存在しない」(東 2018:134)ため、性を売る人は全て「売春させられている」という扱いになる。(東 2018:118-137)

Grant は、売春反対派は性を売る女性はみな「売春させられている」ことを前提にしたうえで、売春という女性への暴力装置によって搾取構造に落とし込まれた女性を救済しようとするが、そこに映し出される「売春婦」像はステレオタイプ通りの「売春婦」しかないと述べる。「売春婦」から男性やトランスジェンダーのワーカーが連想されることはなく、男性の欲望や暴力の対象としての女性ばかりが思い描かれる。そして売春反対派はセックスワークを労働や仕事ではなく搾取として捉え、そこから救済することこそが「売春させられている」女性にとって最善であると考えていると指摘する。しかしセックスワーカーが求めているものは、労働者として安全に働くことができる環境であり、セックスワーカーを搾取の犠牲者や救済の対象としてではなく、労働者として扱うことである。売春反対派のセックスワーカーに対する差別や偏見こそが、セックスワーカーの権利を侵害していると Grant は指摘する。(Grant2014=桃井 2015:23-78)

国際的なセックスワーカー当事者団体の NSWP は、セックスワーカーの権利として法の下での保

³⁵ アムネスティ・インターナショナル 『【Q&A】セックスワーカーの人権を擁護する方針に関して』
https://www.amnesty.or.jp/news/2016/0526_6062.html (2019.12. 4)

護や暴力・差別を受けない権利、プライバシーの権利や移動・職業選択の権利といった 7 項目の権利³⁶があると主張する。東は「セックスワーカーの権利は人権である」という言葉を用いて、NSWP が示すセックスワーカーの 7 項目の権利全てが基本的人権であり特別な権利ではないと指摘する。(東 2018:118-137)

3. 1. 3 労働者としての権利保障のための具体的方策の検討

本項では性風俗産業をセックスワーカーの労働の場として捉えた場合に、今後の日本国内における性風俗産業はどうあるべきか、またセックスワーカーの権利が最大限保障されるためにはどのような法制度の整備や社会の変革が必要かを検討する。

売買春をめぐる制度の変革に動いた国にスウェーデン、オランダ、ニュージーランド等が挙げられる。これらの国々はそれぞれ異なる方法でセックスワークに関する法整備を進めた。まず、スウェーデンの事例を確認する。スウェーデンは 1999 年に買春のみを処罰の対象とする性購買行為法を制定した。売買春そのものを禁止して関与者をすべて処罰するのではなく、買春者側だけを処罰して需要を遮断し、性売買を縮小させる法制度は「北欧モデル」と呼ばれ³⁷、ノルウェー、フィンランドといった北欧諸国も同様の法制度を採択しているほか、北アイルランド、カナダ、そして 2016 年にはフランスでも北欧モデルの買春禁止法が制定された³⁸。売買春における人身売買等の摘発や、セックスワーカーに貼られた「犯罪者」のレッテルを取り除くことに効果があるとする。また、性売買の市場そのものを縮小させることで「消極的従事者」を減らすことにも効果があるとしている。しかしセックスワーカー当事者の中には買春禁止法によって労働の機会を奪われたり、買春者が摘発から逃れようとする場合にセックスワーカーにリスクが伴う³⁹として反対する声もある。

³⁶ (1) つながり、組織化する権利 (2) 法によって保護される権利 (3) 暴力を受けない権利 (4) 差別されない権利 (5) プライバシーの権利と恣意的な干渉を受けない権利 (6) 健康への権利 (7) 移動し、移住労働する権利と職業選択の権利

Global Network of Sex Work Projects(NSWP)『NSWP Consensus Statement on Sex Work, Human Rights, and the Law』

[https://www.nswp.org/resource/nswp-consensus-statement-sex-work-human-rights-and-the-law\(2019.12.2\)](https://www.nswp.org/resource/nswp-consensus-statement-sex-work-human-rights-and-the-law(2019.12.2))

³⁷ 「北欧モデル」とは社会民主主義に基づいた北欧国家の経済・社会的モデルを意味するが、売買春をめぐる法制度についても、性売買自体を禁止して関与者をすべて処罰するのではなく、買春者側だけを処罰して需要を遮断する立法態度を「北欧モデル」と呼称する。

ハンギョレ新聞 『「買春者だけを処罰しろ」国民請願 6 万人に迫る』

<http://japan.hani.co.kr/arti/politics/30176.html> (2019.12. 6)

³⁸ ニューズウィーク日本版 『売春婦ではなく客を処罰する買春禁止法がフランスで可決』

<https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2016/04/post-4865.php> (2019.12. 6)

³⁹ アムネスティ・インターナショナルはセックスワークの非犯罪化を各国政府に求めているが、北欧モデルの買春犯罪化を支持しない理由として「北欧モデルの意図に関わらず、買春やセックスワークの組織化を取り締まる法律は、セックスワーカーにとってリスクがある」と指摘する。具体的には、買い手が摘発されないよう相手の自宅への訪問が半ば強制されるなど、セックスワーカーの自主性が損なわれるだけでなく時には身体に危険が及ぶ恐れがあるなど、セックスワーカーをより多くのリスクに晒すこととなる。その他にも、セックスワーカーが安全上の理由で仕事を一緒にしたり、組織化したりすると処罰の対象となることや、家主がセックスワーカーに部屋を貸したことで起訴される恐れがあるため、住居の確保を困難にしているといった問題点があると指摘する。

注 35 に同じ

次にオランダの事例を確認する。オランダでは2000年に管理売春を含む売春が合法化⁴⁰され、セックスワーカーが合法的にセックスワークを行うことが可能となった。しかし、「合法化」とは売買春に関する特定法を定めて取締りを行い、その法に違反する行為を犯罪とするため、「合法化」は「犯罪化」をも意味すると青山は指摘する。(青山 2018:141-145) 実際、オランダでは売買春に関する規則においてセックスワーカーとしての移住を禁じているが、それでも移住し、賃金を差し引かれるなどしながらも不法に働くセックスワーカーも少なからず存在する。(真野 2006:109-116) 法による規則の厳格化は、法が定める資格を満たさない非合法のセックスワーカーを生み出してしまふことにもつながりかねない。

最後にニュージーランドの事例を確認する。ニュージーランドでは、2003年に売買春に関する特定法が大幅に改正され、売春改革法が制定されたことによってセックスワークの非犯罪化が実現した。従来ニュージーランドは、売春に関して「廃止主義」の立場をとっていた。改正前の法規則では、「売春」の定義は定められていたものの、売春行為そのものが犯罪とされる訳ではなく、売春の周辺行為の禁止等をなす規制手法が採用されていた。つまり、売春業を営むためには何らかの違法行為に関与せざるをえない状態にあった。

1980年代後半からセックスワーカーの支援等を目的としたNZPC(New Zealand Prostitutes Collective)⁴¹が売春を含むセックスワークの非犯罪化を提唱し、ニュージーランドにおける改革運動の中心に立った。改革運動では改正前の法制度について大きく5点の問題点が存在するとした。1点目は「ダブルスタンダードの不公平性」である。売春側のみを処罰の対象にし、買春側は一切処罰の対象とされない法規制において、売買春は常にセックスワーカーにのみ犠牲を強いることになってしまう。2点目は「社会的レッテル」である。売春によって検挙された場合、売春事犯という前科経歴は当人から生涯離れることはなく、また「売春婦」というレッテル貼りによって他の職種への転職を妨げる場合もある。売春の廃止を目的とするはずの法自体が、売春婦がその業界にとどまらざるを得ない状況に追い込んでいたのである。3点目は「搾取の温床」である。セックスワークが犯罪化されている法の下ではセックスワーカーが自らの権利を堂々と主張することを困難にする。弱い立場に置かれたセックスワーカーに管理者や客がつけ込み、不当な解雇・拘束、罰金制、賃金不払などの横行する劣悪な労働条件下での就労を余儀なくされていた。4点目は「衛生安全の阻害」である。摘発の際に売春事犯の証拠とされることを恐れてコンドーム等の物品を置くことさえ避けられており、それによってセックスワーカーの健康面のみならず公衆衛生の面においても弊害が生じる原因となっていた。5点目は「法的支援の欠如」である。セックスワーカーが性暴力被害や不当な労働状況などに直面しても、そもそも法に抵触する行為であるため、法的救済を求めることができず、また法制度として何らかの法的支援の方途が用意されている訳ではなかった。

以上の問題点を踏まえたうえで、「セックスワーカーの人権の擁護及び搾取の防止、セックスワーカーの福祉及び職業上の衛生安全の促進、公衆衛生への寄与、18歳未満の者を売春に使用することの禁止」を目的とした売春改革法が制定され、売春の非犯罪化が明確に決定された。(西島 2007:139-176)

ニュージーランドにおけるセックスワークの非犯罪化が、セックスワーカーの人権保護に明確に

⁴⁰ Government of the Netherlands『Prostitution』
<https://www.government.nl/topics/prostitution> (2019.12. 6)

⁴¹ NZPC (New Zealand Prostitutes Collective) <https://www.nzpc.org.nz/> (2019.12.7)

寄与した事例がある。2014年にセックスワーカーの女性が勤務先の経営者の男性からセクシュアルハラスメントを受けたとして提訴した裁判で、人権審判所は女性の主張を認め経営者に25,000ニュージーランド・ドル(日本円で約213万円)の賠償金の支払いを命じる判決を出した⁴²。審判所は「性産業の従事者には他業種の就業者と同様に、性的嫌がらせから保護される権利がある」として、「売春宿の経営者や雇用者が性産業の従事者に性的嫌がらせをしてもよいということにはならない」との判断を示した。この判決についてNZPCは「非犯罪化の一つの効果であり、性産業への従事が違法ならばあり得なかった重要な判断だ」と評価した。

翻って日本の性風俗産業に関する法制度の状況を確認すると、売春防止法と風俗営業法の下でセックスワークに関する一定の行為を一方では禁止し犯罪化するが、もう一方では合法化するという態度をとっている。また売春防止法において売春行為に及ぶ性を女性、そして風俗営業法において性的サービスの相手の性を異性つまり男性を前提としていることから、これらの法による規制の目的は女性を商業的性行為に晒されることから保護し公序良俗を守ると同時に、対象を限りなく男性に絞った「成人向け娯楽」の衛生と健康を保つこと、と概括することができる。しかしそのためには特定の女性を商業的性行為に晒すこともやむを得ないとする態度も見受けられる。そしてこれらの女性は犯罪者や社会的規範からの逸脱者として排除され、あるいは搾取や貧困といった状況の被害者として保護更生の対象者として扱われる。

青山はこれらの法制度について、まず男女を分け、そして公序良俗の内部にいる女性を「善い女性」、商業的性行為をする女性を「悪い女性」に分断する性の二重基準に基づいた法制度であると批判する。(青山 2014:224-226)性風俗産業に従事する女性は、「売春婦」というレッテルを貼られ社会的な排除を受けたとしても、あるいは「かわいそうな人」という目を向けられたとしても、自己責任論で片づけられてしまっている現状がある。そのような現状を作り出している要因に国の定める法制度があり、そしてその法制度には社会全体の価値観やセックスワーカーに対する差別と排除の意識が反映されているのではないだろうか。現行の法制度の中でセックスワークが他の産業や労働と切り離されて捉えられている現在の日本において、セックスワーカーの人権を保障する制度はなく、また社会規範としてもセックスワークを「正当な」労働として認めていない。その意味でセックスワーカーは二重構造で不可視化されていると言えるのではないだろうか。

日本国内でセックスワーカーの当事者運動を展開するSWASH(Sex Work and Sexual Health)⁴³は、セックスワーカーの安全かつ健康が保障される労働環境作りを第一の目標に掲げており、セックスワークの非犯罪化を前面に押し出した活動はしてはいない。それは日本の法制度がセックスワークに対する規制・管理と犯罪化を並行して行い、セックスワーカー当事者が法のグレーゾーンに落とし込まれ社会的排除を受けるなかで、当事者運動において社会に発信しやすいものごとが限られていることの証でもある。「安全」と「健康」という非常に具体的な対策を講じられる分野かつセックスワーカー当事者だけでなく経営者や客といった性風俗産業に関わる全ての人に浸透しやすい分野から、セックスワーカーの権利を主張することで、その「安全」や「健康」を保証するためにはセックスワーカーに労働者としての権利を保障する必要があることやセックスワークの非犯罪化を目指す必要があるといったことを社会に訴えている。(青山 2014:234-235)

⁴² AFP 『NZの売春婦、セクハラ雇用主から賠償金を勝ち取る』
<https://www.afpbb.com/articles/-/3009548>(2019.12.7)

⁴³ SWASH(Sex Work and Sexual Health) <http://swashweb.sakura.ne.jp>(2019.12.7)

3. 2 社会に存在する差別意識の克服

性風俗産業について言及されるとき、そこで働く人々の姿はセックスワークという労働を行う労働者であるセックスワーカーとしてではなく、貧困問題や社会的排除の「被害者」として社会問題を投影した姿で描かれることが多い。特に性風俗産業が抱える課題や問題について、セックスワーカー当事者はセックスワークが他の産業や労働と区別されているがゆえにセックスワーカーに対して労働者としての権利が十分に保障されていないことを問題視しているのに対し、メディアや大衆は「貧困や格差、障害などの要因によって社会的に排除された女性が性風俗産業に従事せざるを得ない状況に追いやられている」といった「問題点」を性風俗産業に見出す。セックスワーカーの個別具体的な背景や就業に関する意識を無視し、ステレオタイプな「売春婦」像をセックスワーカーに押し付け、そのうえで「社会問題の解決」を声高に叫ぶことこそがセックスワーカーに対する社会的排除であり、セックスワーカーのイデオロギー的利用である。セックスワーカーを「社会問題の解決」に利用することは、「性風俗産業に従事する女性は貧困である」といったステレオタイプなイメージをセックスワーカーに固定させ、差別を助長することにつながる。そして社会のセックスワーカーに対する差別や偏見が強まれば強まるほど、セックスワーカー当事者が望む人権保護や労働者としての権利保障などの主張はかき消されてしまう。

要は本来であれば労働三権確立を含む様々な個別の課題の集合であるセックスワーク問題が、社会における性風俗へのまなざしを通過することによって矮小化、あるいは別の問題に転化されてしまうことを「セックスワーク問題の『二次利用』」であると指摘する。(要 2018:20-45)セックスワークへの社会のまなざしに対するセックスワーカー当事者の声として、記事投稿サイト「note」に投稿された『セックスワークは仕事だ』⁴⁴というタイトルの記事を紹介したい。

私たちは誰かが描いた「救済」なんて望んでいない。少なくとも私が望むのはまず法改正による業界全体の非犯罪化。そして福祉の改善、特に女性やその他の周縁化されがちなマイノリティーの所謂昼職での雇用・待遇の改善、大学や専門学校など学生への手当の拡充。(中略)特殊な働き方や給与の形態により、望まずにセックスワークに従事する人はもちろんいる。そのほかの選択肢が広がることで、望まない人がセックスワークを選ばざるを得ないことがなく、セックスワークを選ぶ人はより安全に、より良い条件で働けることを、少なくとも私は望んでいるし、それは他の仕事に対してもそう違いのないことではないかと思っている。

もちろん、多くのメディアや研究者が指摘するように性風俗産業に「消極的従事者」が存在することは事実であろう。しかし、貧困や格差といった問題は性風俗産業の問題ではなく、社会の問題である。社会が解決すべき問題や、行政が対応すべき福祉の問題を、第三者が「消極的従事者」の存在を利用し性風俗産業に還元することは、セックスワーカー当事者の存在を無視し、またセックスワーカーへの差別や偏見を助長することにもつながる。貧困や格差といった社会問題を性風俗産業に投影し続ける限り、「消極的従事者」は私たちの目の前から姿を消すことはなく、また、セックスワーカーの姿が現れることもない。これからの社会に必要なのは、性風俗産業を、社会問題を語

44 おはな『セックスワークは仕事だ』 <https://note.com/hanaflora/n/n1c7f1957a893> (2019.12. 7)

る場としてではなく、セックスワークを語る場として扱うことだ。

おわりに

本論文ではまず、日本における性風俗産業の歴史的変遷を概観し、性風俗産業と社会の関わりについて考察した。その中で公娼制度から現在の性風俗産業に関する諸制度に至るまで、性風俗産業に従事し性労働を営む人々が常に不可視化されてきたことがわかった。不可視化された場所から当事者が自身の権利を主張するために声を上げたのがセックスワーカーの権利運動であった。それまで蔑みや差別の対象としてみなされ、また法の下では平等な権利が保障されていないといった、社会規範と社会のシステムの両方面から排除を受けていた当事者が「セックスワーク」という言葉を獲得し、性の主体は国家や第三者ではなく当事者自身であるという主張を打ち出していった。しかし現在の社会においてセックスワークという概念の定着はまだまだ進んでいるとは言い難い。性風俗産業に従事する人々を、「セックスワークという労働を行う多様な背景やセクシュアリティを持つセックスワーカー」としてではなく「貧困や搾取に苦しんでいる救済の対象であり、その性別は女性である」というステレオタイプに当てはめ、社会問題を投影した姿として捉えイデオロギー的に利用している場面に遭遇することは多々ある。社会問題を解決するという一見前向きな動機のために、当事者の姿が不可視化される作用があることは社会全体が自覚しなければならない。真の意味で性風俗産業における問題を解決しようとするならば、これからの私たちに必要な姿勢は、当事者の姿に目を向け、その声に耳を傾けることである。

また、本論文内では言及することができなかったが、公娼制度における性の国家管理は「慰安婦」問題に代表される戦時性暴力の問題と強く関係している。国家が性を管理下に置く制度を設計することで、治安維持や公衆衛生のために女性の性を利用することを正当化し、さらには民族差別や優性思想に基づく戦時性暴力に発展した歴史的事実が存在する。その意味でも、1970年代に売買春における議論の場において、性を「買う」男性が議論の的となったことは非常に意義があったと言える。

社会における性風俗産業に関連して語られる諸問題には、確かにジェンダーやセクシュアリティ、貧困、福祉など複数の分野が交差していた。しかし、複数の外部要因から構築される構造的な問題を抱えているからこそ、それらをすべて混同し一括りにして語るのではなく、ひとつひとつと向きあい、何よりも当事者にとって望ましい社会の在り方を考えていく必要があると強く感じた。

参考・引用文献

- 青山薫,2007,『「セックスワーカー」とは誰か 移住・性労働・人身取引の構造と経験』大月書店
- _____,2014,「グローバル化とセックスワーク」『社会学評論』258号 65巻 2号,日本社会学会
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsr/65/2/65_224/_pdf(2019.12. 1)
- _____, 東優子,要由紀子, 宮田りりい,2018,SWASH 編,『セックスワーク・スタディーズ 当事者視点で考える性と労働』日本評論社
- 飯島裕子,2016,『ルポ貧困女子』岩波書店
- 角間惇一郎,2017,『風俗嬢の见えない孤立』光文社
- 久布白落実子,1915,「矯風漫録(与謝野晶子女史に対ふ)」『婦人新報』第 219 号
- 鈴木大介,2014,『最貧困女子』幻冬舎
- 坂爪真吾,2018,『「身体を売る彼女たち」の事情』筑摩書房
- 関口すみ子,2016,『近代日本公娼制の政治過程—「新しい男」をめぐる攻防・佐々城豊寿・岸田俊子・山川菊栄』白澤社,現代書館
- 高橋喜久江,2004,『売買春問題に取り組む 性搾取と日本社会』明石書店
- 谷口和憲,松井やより,1998「男性とフェミニズムを語る[10] 脱買春へ」『女たちの21世紀』第 16 号
アジア女性資料センター
- 角田由紀子,2013,『性と法律—変わったこと、変えたいこと』岩波書店
- 西島太一,2007,「ニュージーランドの 2003 年売春改革法について」『オーストラリア研究紀要』第 33 号,追手門学院大学オーストラリア研究所
<https://www.i-repository.net/contents/outemon/ir/501/501071214.pdf>(2019.12. 6)
- 藤野豊,2001,『性の国家管理 買売春の近現代史』不二出版
- _____,2014,「戦後日本の公娼制度廃止における警察の認識～内務省警保局保安係「公娼制度廃止関係起案綴」の分析～」『人文社会科学研究所年報』敬和学園大学
- 藤目ゆき,2005,『性の歴史学 公娼制度・堕胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』不二出版
- 松井やより,1993,『アジアが見えてくる 3 アジアの観光開発と日本』新幹社
- 真野亜希子,2006,「<書評論文>オランダにおけるセックスワーカーの日常世界」『京都社会学年報』第 14 号,京都大学文学部社会学研究室
https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/192672/1/kjs_014_109.pdf
- 桃河モモコ,1997,「セックスワーカーを名乗るということ」『翻訳の世界』10月号,バベル・プレス
- _____,1997a,「セックスワーカーから見たピル」『インパクション』53巻 61号,インパクト出版会
- NHK「女性の貧困」取材班,2014,『女性たちの貧困“新たな連鎖”の衝撃』幻冬舎
- Delacoste, Frederique. and Alexander, Priscilla eds.1987/88 “Sex Work :Writings by Women in the Industry”Virago, London (=1993,角田由紀子ほか訳,『セックス・ワーク 性産業に携わる女性たちの声』パンドラ)
- Melissa, Gira, Grant.2014,“Playing the Whore:The Work of Sex Work”(=2015,桃井緑美子訳,『職業は売春婦』青土社)
- アムネスティ・インターナショナル,2016,『セックスワーカーの人権を尊重し、保護し、実現する国家

の責務に関するポリシー』https://www.amnesty.or.jp/news/pdf/SWpolicy_201605.pdf
(2019.12. 2)

_____,2016,『【Q&A】セックスワーカーの人権を擁護する方針に関して』https://www.amnesty.or.jp/news/2016/0526_6062.html(2019.12. 4)

一般社団法人日本旅行業協会,2014,『海外旅行者数の推移』
<https://www.jata-net.or.jp/data/stats/2014/04.html>(2019.11.21)

おはな,2019,『セックスワークは仕事だ』 <https://note.com/hanaflora/n/n1c7f1957a893>
(2019.12. 7)

外務省,『世界人権宣言』 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/index.html>
(2019.11.16)

川崎市,2019,『認可外保育施設監督基準』
<http://www.city.kawasaki.jp/450/cmsfiles/contents/0000076/76905/shidoukantokukijyun.pdf>(2019.11. 27)

警視庁,2019,『風俗営業等業種一覧』
http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/smph/tetsuzuki/fuzoku/gyoshu_ichiran.html
(2019.11.16)

厚生労働省,2017,『平成 28 年度 全国ひとり親世帯等調査の結果』
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000188138.html>(2019.11. 23)

_____,2017,『平成 28 年度 国民生活基礎調査の概況』
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/>(2019.11. 24)

_____,『マザーズハローワーク・マザーズコーナー』
<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/mother.html>(2019.12. 6)

厚生労働省子ども家庭局,2019,『婦人保護事業の現状について』
<http://www.gender.go.jp/kaigi/kento/shelter/siry/pdf/1-7.pdf>(2019.11. 16)

国税庁,2018,『平成 30 年分民間給与実態統計調査』
<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan2018/pdf/001.pdf>
(2019.11. 24)

総務省行政管理局電子政府の総合窓口 e-Gov,『売春防止法』https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=331AC0000000118
(2019.11. 16)

_____,『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律』https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=323AC0000000122
(2019.11. 16)

独立行政法人労働政策研究・研修機構,2019,『記者発表「第 5 回(2018)子育て世帯全国調査」結果速報』<https://www.jil.go.jp/press/documents/20191017.pdf>(2019.11. 24)

内閣府,2004,『婦人保護事業実施要項』http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/kanrentsuchi/pdf/03/r_03_1202002.pdf (2019.11. 16)

内閣府子供の貧困対策会議,2015,『すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(本文)』
https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kaigi/k_4/pdf/s2.pdf(2019.12. 6)

- _____,2018,『参考資料 2 厚生労働省の施策について』
https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/yuushikisya/k_7/pdf/ref2-2.pdf(2019.12. 6)
内閣府男女共同参画局,2018,『男女共同参画白書 平成 30 年度版』
http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h30/zentai/index.html(2019.11. 23)
ニューズウィーク日本版,2016,『売春婦ではなく客を処罰する買春禁止法がフランスで可決』
<https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2016/04/post-4865.php>(2019.12. 6)
ハンギョレ新聞,2018,『「買春者だけを処罰しろ」国民請願 6 万人に迫る』
<http://japan.hani.co.kr/arti/politics/30176.html>(2019.12. 6)
文京区,2019,『2019(平成 31)年度保育所等利用のご案内』
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/var/rev0/0186/8874/pumphlet31.pdf>(2019.11. 27)
ミネソタ大学人権図書館,『人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約(人身売買
禁止条約)』<http://hrlibrary.umn.edu/japanese/Jconv-exploitation.html> (2019.11.16)
AFP,2014,『NZ の売春婦、セクハラ雇用主から賠償金を勝ち取る』
<https://www.afpbb.com/articles/-/3009548>(2019.12.7)
Carol Leigh,『Inventing Sex Work』www.bayswan.org(2019.11. 30)
Global Network of Sex Work Projects(NSWP)『NSWP Consensus Statement on Sex
Work, Human Rights, and the Law』<https://www.nswp.org/resource/nswp-consensus-statement-sex-work-human-rights-and-the-law>(2019.12.2)
_____,『Carol Leigh coins the term “sex work”』
<https://www.nswp.org/timeline/event/carol-leigh-coins-the-term-sex-work>
(2019.11.30)
Government of the Netherlands,『Prostitution』
<https://www.government.nl/topics/prostitution>(2019.12. 6)
International Labour Organization(ILO),1998,『Sex industry assuming massive
proportions in Southeast Asia』https://www.ilo.org/global/about-the-ilo/newsroom/news/WCMS_007994/lang-en/index.htm(2019.12.2)
JAPAN AIRLINES,『JAL の沿革—創立後の変遷』
<https://www.jal.com/ja/outline/history.html>(2019.11. 23)
NHK,2014,「クローズアップ現代」『あしたが見えない～深刻化する“若年女性”の貧困～』
<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/3458/1.html>(2019.11. 24)
World Health Organization(WHO),2002,『SEX WORKERS : PART OF THE
SOLUTION』https://www.who.int/hiv/topics/vct/sw_toolkit/115solution.pdf(2019.12.2)

図表

表 1-1

性風俗関連特殊営業の分類

店舗型性風俗特殊営業	1号営業	ソープランド
	2号営業	店舗型ファッションヘルス
	3号営業	ヌードスタジオ・個室ビデオ・ストリップ劇場等
	4号営業	ラブホテル・レンタルルーム等
	5号営業	アダルトショップ
	6号営業	出会い系喫茶
無店舗型性風俗特殊営業	1号営業	派遣型ファッションヘルス等
	2号営業	アダルトビデオ等通信販売営業
	映像送信型性風俗特殊営業	インターネット上でのアダルトビデオ等配信営業
	店舗型電話異性紹介営業	店舗型テレホンクラブ
	無店舗型電話異性紹介営業	無店舗型テレホンクラブ

(警視庁 風俗営業等業種一覧⁴⁵より筆者作成)

表1-2

1976年男女別出国調査

国名	出国者数	男性比	女性比
総数	2,852,584	74.3%	25.7%
アメリカ	916,038	60.2	39.8
台湾	434,240	93.1	6.9
韓国	403,654	94.3	5.7
香港	348,052	70.3	29.7
フィリピン	109,318	84.3	15.7
フランス	121,207	53.7	46.3
イギリス	84,245	63.4	36.6
タイ	73,983	81.7	18.3
シンガポール	44105	75.7	24.3
インドネシア	38353	78.5	21.5
西ドイツ	32708	75.4	24.6
その他	246681	73.2	26.8

(法務省入国管理局調べ 売春問題ととりくむ会まとめ⁴⁶より筆者作成)

⁴⁵ 警視庁 『風俗営業等業種一覧』

http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/smph/tetsuzuki/fuzoku/gyoshu_ichiran.html
(2019.11.16)

⁴⁶ 高橋(2004:27)

表1-3

1969年から1973年にかけての日本人海外旅行者数の推移

年	日本人出国者数
1969	492,880
1970	663,467
1971	961,135
1972	1,392,045
1973	2,288,966

(一般社団法人日本旅行業協会 海外旅行者数の推移⁴⁷より筆者作成)

⁴⁷ 一般社団法人日本旅行業協会 『海外旅行者数の推移』
<https://www.jata-net.or.jp/data/stats/2014/04.html> (2019.11.21)